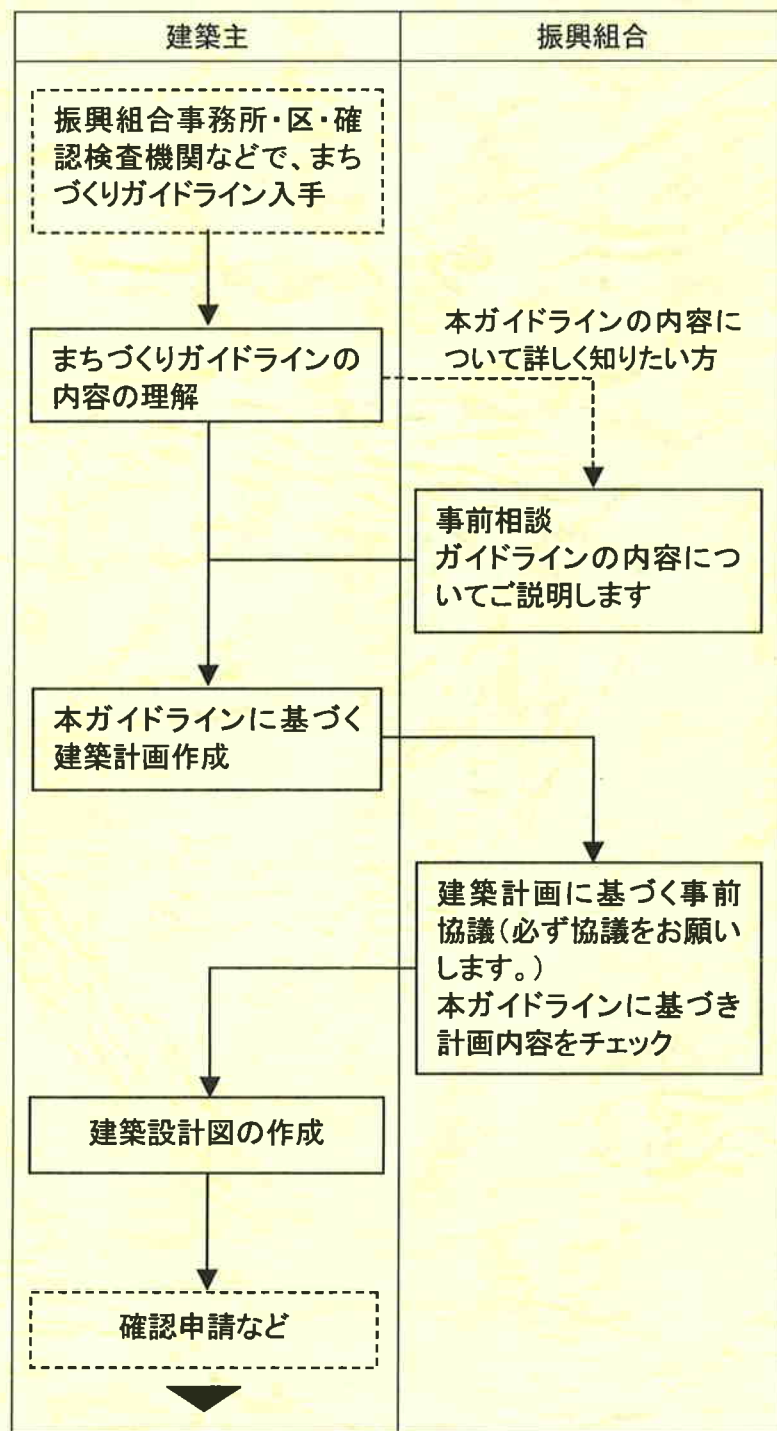


■まちづくりガイドラインの手続きの流れ

- ・具体的な建築計画を行う前に必ず振興組合と区・確認検査機関と事前協議をお願いします。
- ・まちづくりガイドラインの内容にそぐわない場合に建築計画の修正をお願いすることがあります。



大森銀座商店街 まちづくりガイドライン

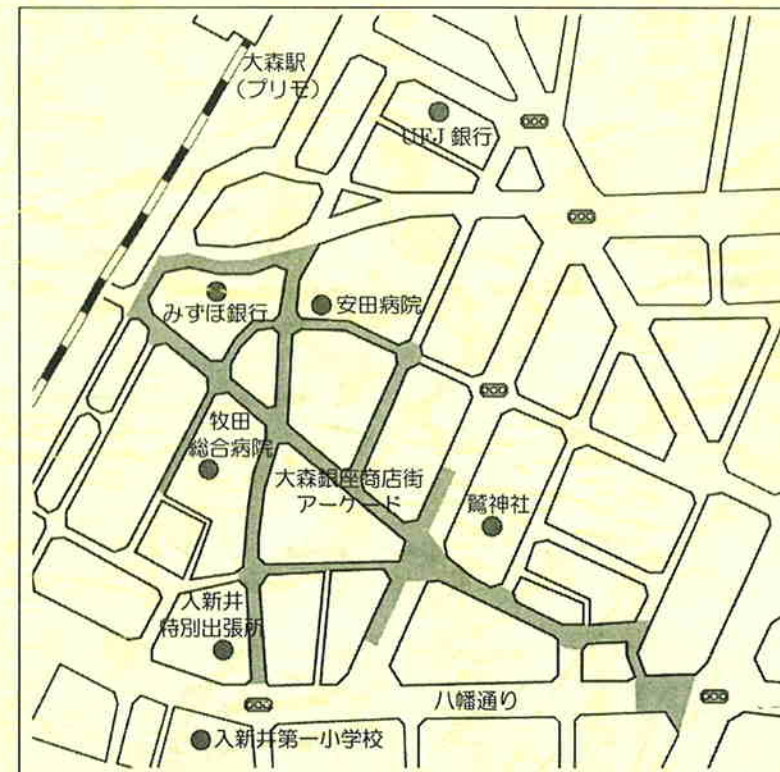
平成 16 年 12 月 13 日策定
大森銀座商店街振興組合

大森銀座商店街で新・改築、テナント入店をお考えのみなさんへ

大森銀座商店街では、大森の歴史と文化を活かした商店街づくりのため、まちづくりガイドラインを策定しました。
区域内で新築、改築、テナントの入れ替えをお考えのみなさんは、ガイドラインの趣旨をご理解の上、順守して頂くようお願い致します。

適用の区域

ガイドライン適用の区域は、以下の地図に示す区域とします。



適用区域：着色箇所に隣接する建築敷地

連絡先

大森銀座商店街振興組合
まちづくりガイドライン委員会

大田区大森北一丁目 15 番 12 号

TEL 03 (3761) 9059

FAX 03 (3761) 9059

ホームページ <http://www.milpa.jp>

まちづくりの基本的な考え方

この大森銀座商店街まちづくりガイドライン（以下ガイドラインという）は、大森銀座商店街を訪れる人々に楽しさや感動を与え、ここで商業を営む人が誇りを持って活動できるように、みんなで守るルールです。

「商店街憲章」を基本的な考え方として、建物やまちの管理・運営に関するルールを定め、魅力のある大森銀座商店街をつくり、育て、守っていきます。

〈商店街憲章〉（平成14年4月1日策定）

私達は先人が築き上げてきた商店街を受け継ぎ、更なる発展を目指し努力してきました。また、防災や治安の維持、伝統文化の継承と新たな文化の創造などにも取り組んできました。これは、この地で商業活動を行うすべての者が負う責務であり、その活動によって得られた福利も等しく享受できるものである。

私達はこの原理を確認し、ここに商店街憲章を定めま

す。

- 1 私達は安心して楽しくお買い物ができるよう、商店街の環境整備に努めます。

- 1 私達は地域の祭や商店街のイベントに積極的に参加し、和やかな交流のある文化の香りの高い商店街を築きます。

- 1 私達はこの憲章と商店街のルールを守り、連帯と協調のもと秩序ある商店街活動を行います。

まちづくりガイドライン

● 建物用途・形態

～安心して楽しく買い物ができる街並みとなるように～

(1) にぎわい用途の導入

- ・建物は、1・2階は、物販、飲食、サービスなどの「にぎわい用途」とし、魅力のある街並みとしましょう。

にぎわい用途の定義

- ・以下に示す用途とし、詳細は協議の上定めるものとします。
- ・物販、サービス等の店舗、飲食店（夜だけの営業の店は除く）
- ・ショールーム、旅行業、銀行などの窓口業務を主とする施設、病院、公共施設、文化施設、ホテルなどの用途

(2) 迷惑用途の禁止

- ・性風俗営業は禁止します。

(3) 建物の1, 2階のしつらえ

- ・店の個性が街の個性となるように、1, 2階のしつらえに工夫しましょう。（ガラスの出入口、ショウウィンドウなど）

(4) 店舗の出入口

- ・店舗の出入口は段差のないようにしましょう。

● 歩行者の安全性

～歩きやすく楽しい商店街となるように～

(1) 道路上の障害物の禁止

- ・道路上の置き看板、商品のはみ出しは禁止します。

(2) 放置自転車について

- ・放置自転車の防止に努めましょう。

(3) 路上での禁止事項

- ・道路上での客引き、販売・セールス等は禁止します。

(4) 路上での販売制限

- ・大田区、大森警察、当商店街の許可のない露天販売は禁止します。

(5) 道路上の美化

- ・道路などの公共空間のゴミなどはみんなで無くし、美化に努めましょう。

(6) 歩行者の安全性

- ・歩行者、自転車、自動車それぞれが、安全で快適に通行できるよう工夫をしましょう。

● まちの管理

～みんなで街をつくり、育てていくために～

(1) 商店街活動への参加

- ・事業者は商店街に入会し、商店街活動に積極的に参加しましょう。

・事業者とは建物所有者、テナント、自営業者などを示します。

(2) ガイドラインをみんなで守るために

- ・建物の持ち主はテナントにこのガイドラインを守ってもらうようにして下さい。

(3) ガイドラインの見直し

- ・ガイドラインについては、必要に応じて詳細の基準の検討や内容の見直しを行っていきます。

(4) 手続き

- ・地区内で建築計画、店舗の改装、テナントの入れ替え等があるときは、ガイドラインに関する内容について「大森銀座商店街振興組合」の承諾を得ることとします。
- ・上記の手続きに必要な書類、手順などは別途定めます。